

加茂商工会議所 会 員 情 報

会員事業所のお役に立つ情報満載！
一度クリックしてみてください！！

URL <http://www.kamocci.or.jp/>

発行責任者 専務理事 宮崎 亘
加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100
URL <http://www.kamocci.or.jp/>
E-mail info@kamocci.or.jp(代表)
お得な情報満載「バーチャルタウン加茂」
URL <http://www.kamocci.or.jp/town/>

NO.157号 / H18.5.18発行

頑張る会員企業を応援します ~どうぞご利用ください~ 金融機関との提携による「加茂商工会議所メンバーズ融資制度」 5月19日より取り扱い開始！

地方経済は不況から脱却したとはいいがたく、中小企業経営は依然厳しい状況が続いています。こうした状況下、当所では、資金需要を喚起するとともに経営改善に努力し、頑張る会員事業所を支援するため、市内金融機関との連携により、会員事業所が、本メンバーズ融資を活用することにより、金利優遇や、通常融資に比べてスピード審査により早期融資実行が行われる等のメリットを受けることができる「加茂商工会議所メンバーズ融資制度」の取り扱いを始めます。是非ご活用ください。

メンバーズ融資制度の流れ

当所窓口で会員証明書を発行（印鑑をご持参ください）

会員証明書、その他各金融機関の指定する書類を持参の上、取引先金融機関に申し込む

金融機関で審査の上、融資条件に適合すれば融資実行

（申し込み後、金融機関の条件により、融資を受けられないこともありますので、ご注意ください）

取り扱い金融機関（五十音順） 商品内容は金融機関により異なります。

- ・ 加茂信用金庫本店、同西加茂支店、同上条支店及び同田上支店
- ・ 協栄信用組合西加茂支店、同経営大学前支店、同田上支店及び同新飯田支店
- ・ 三条信用金庫加茂支店
- ・ (株)大光銀行加茂支店
- ・ (株)第四銀行加茂支店、同西加茂支店
- ・ (株)北越銀行加茂支店

「加茂商工会議所メンバーズ融資制度」に関するお問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740 経営指導員（担当 / 桑原、難波、佐藤）または、各取り扱い金融機関まで。

経営安定特別相談室利用のご案内 ~早めにご相談ください~

当所経営安定特別相談室は、経営の安定に支障を生じている中小企業者から相談を受けて、倒産回避に向けて様々な方策を講じるものです。相談を受けると、経営の専門スタッフが秘密厳守で親身になって経営改善に向けた適切な助言を行います。手遅れになる前に早めにご相談ください。

相談内容の事例

- ・ 経営・財務内容の把握と分析
- ・ 倒産を回避するための方策の検討
- ・ 手形処理、事業転換などの指導・助言
- ・ 売掛債権焦げ付きの法的回収方法 等

相談にあたっては、内容はもちろん秘密は厳守します。また、費用は一切かかりませんので、自社の経営が危険と思われたら是非ご相談ください。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 経営指導員（担当 / 桑原、難波、佐藤）まで。

企業経営に役立つインターネットホームページのご紹介！

当所ホームページを是非ご覧になってみてください！

企業を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、中小企業の経営を支援する国、県を始め各機関では、最新の支援策をホームページに掲載しています。当所ホームページからご覧になれるので、是非一度ご覧になって自社の経営にお役立てください。加茂商工会議所ホームページアドレス (<http://www.kamocci.or.jp/>)

今後も、分野別にシリーズ化して支援策をご紹介します。

商工会議所会員のためのポータルサイト

- ・CHAMBER WEB～中小企業経営課題解決ポータルサイト～(<http://www.chamberweb.jp/>)

「御社の経営課題は何ですか？」CHAMBER WEBが中小企業・個人事業主のあらゆる経営課題を解決に導きます。

経営課題からどのように解決策があるか、また経営に関する特集記事や補助金・助成金の内容などを解りやすく解説しています。

経営のステップアップに是非一度ご覧ください。

- ・J-NET21～中小企業基盤整備機構～

独自の技術や発想を武器に頑張る、全国の元気な中小企業の紹介や、テレビ東京で放映の「企業未来！チャレンジ21」の配信などのコンテンツがあり、中小企業の方・起業（創業・ベンチャー）をお考えの方などへ、経営に役立つ情報や全国の中小企業施策情報・イベント情報を発信しています。

また、経営自己診断システムなどもあり、経営を基本から見直してみたいでしょうか。

また、自社でホームページをご覧になれない場合は、当所窓口にお越しただければ、こうした情報をいつでも見ることができますので、お気軽にご来所ください。

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740 経営指導員（担当/桑原、難波、佐藤）まで。

経営改善のための国の制度融資

マル経資金（無担保・無保証人・低金利）をご活用ください

対象：従業員数5人以下の小売・卸売・サービス業、または、従業員数20人以下の製造業・その他業種
～融資利率2.20%（5/18現在） 秘密厳守（まずは、52-1740 お電話ください）～

マル経資金とは、当商工会議所会員事業所で小企業等の方々に経営改善を行っていただくための無担保・無保証人・低利な国の政策融資制度です。現状の経営から脱却し、経営改善をお考えの方はどうぞご利用ください。

融資条件：貸付限度額550万円 返済期間：運転5年以内、設備7年以内（環境衛生業種は運転資金のみ対象）

必要書類：3期分の決算書・法人企業の方は、他に会社の登記簿謄本、試算表（3ヵ月以内のもの）

国の制度資金のため、税金を完納していること、経営改善が図られることが条件です。

信用保証協会による金融相談会

日時 6月20日（火）午前10：00～12：00

国民生活金融公庫による金融相談会

日時 6月21日（水）午前10：00～12：00

必要書類・・・3期分の決算書・法人企業の方は、他に会社の登記簿謄本、試算表（3ヵ月以内のもの）

日程は完全予約制です。必要書類を用意のうえ、事前に当商工会議所までお申し込みください。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 経営指導員（担当/桑原、難波、佐藤）まで。

アドバイザーが活躍中！

～企業等OB人材活用事業～

企業OBの経験とノウハウがあなたの経営を強力に支援します。秘密厳守・初回相談料無料

技術支援・生産管理・製品開発・販売マーケティングなど、経営上の実務的な課題に登録されている企業等OB人材が直接企業にお伺いして、現場で培ったノウハウを、具体的にアドバイスします。現在、大手製造業等を退職されたOBを中心に11名のアドバイザーが登録しています。

OB人材アドバイザーへの謝金は1日1万円が目安です。お気軽にご相談ください。

URL <http://www.kamocci.or.jp/objinzai/>（アドバイザーの詳細・専門分野がご覧いただけます）

お申し込み・お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740（担当/佐藤）まで。

取引を始める前に少しでも気になったら・・・

企業情報検索サービスをご活用ください

加茂商工会議所会員のみ特別格安料金にて受付中！ ～秘密厳守～

当商工会議所では、(株)東京商工リサーチが全国の調査網を使ってデータを収集し、情報公開している企業情報を当所会員事業所に情報提供するサービスを実施中です。リスク回避、与信管理にご活用ください。

1. 企業調査... 1件 1,500円(実費)

基本情報の主な内容...所在地、従業員数、資本金、創業、株主構成、取引銀行、主力取引企業(仕入先、販売先)、取扱商品(製品)、直近3ヵ年の決算内容、最近の業況、同業種順位(全国・県内) 他

2. 企業調査レポート...1件 38,000円(会議所会員特別料金:通常価格 50,000円 38,000円)

レポート内容...上記基本情報に、財務諸表・不良債権状況・資産状況等、より詳細な情報を追加。

お申し込み・お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/佐藤)まで。

所得税を上手に節税！がんばった分だけ自分にごほうび！
掛金全額所得控除の事業主の退職金制度小規模企業共済を
ご利用ください。～節税しながら老後の資金を貯蓄できます！～

小規模企業共済とは

小企業の個人事業主、会社役員のための退職金をあらかじめ準備しておく、国の共済制度です。

共済のメリット！

《税制面》

- ・掛金は全額「課税対象所得から控除」できるので、節税しながら老後の資金が蓄えられます。ゆとりある老後のライフプラン設計を実現します。
- ・共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

《安全面》

- ・法律に基づく国の共済制度ですので安心・確実です。

制度内容

- ・毎月1,000円～70,000円までの範囲内で自由に掛け金を設定し、積み立てていきます。
 - ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービスは5人以下)の個人事業主及び会社の役員が対象です。
- お問い合わせは当商工会議所 TEL52-1740 (担当/佐藤)まで。

～三条社会保険事務所からのお知らせ～

誤解してませんか？国民年金 明日のために正しい理解を！！

国民年金を納めていない人の中には「国民年金制度はいずれ潰れるので、若い人は掛けてももらえない」だから自分は納めないという人がいます。しかしこれは間違いです。国民年金制度は潰れません。現在の制度において、国民年金の支払いは、国民年金保険料ばかりでなく、厚生年金や共済組合も含めた年金制度全体の保険料の中から支払われます。ですから、国民年金を納める人がどんなに少なくなっても、納めた分が貰えないことはありません。また、国民年金を納めていない人の中には、「私たち若い世代は、いくら貰えるか解らないし、どうせ掛けても貰う額の方が少ない」だから納めないという人がいます。しかしこれは正しくありません。掛け金が13,860円の場合、65歳から年金を受け始めて約8.4年(73歳5ヶ月)で掛け金受け取り総額がほぼ同額になり、それ以上長生きをすれば受け取り額が掛け金を上回ります。65歳時の平均将来寿命は、男性が18.21年、女性は23.28年と年々伸び続けており、平均的な長さの老後を過ごした場合、国民年金は決して損ではありません。

失業や災害・収入が少ないなどの理由により保険料の納入が困難な場合、または学生の方は申請し承認されると保険料の納入が免除される制度があります。手続きは市役所で簡単にできます。失業された方は、離職日の確認ができる書類(離職票など)の写し、学生の方は学生証などの在学の確認ができる書類の写しを持参ください。

詳しくは、三条社会保険事務所 TEL32-2239 国民年金係まで。

企業経営は健康管理から～定期健康診断のご案内～ 加茂商工会議所受診料の補助制度をご利用ください～

従業員の定期健康診断の実施は、法律で義務づけられています。企業発展のためには、従業員の健康管理が一番大切です。当商工会議所では、より受診しやすいよう受診料の一部補助を行っていますので、この機会に従業員全員が受診されますようご案内申し上げます。

また人間ドックについても、より受診しやすいよう、当所会員事業所を対象に1名につき2,000円を補助しておりますので、詳しくは当商工会議所までお問い合わせください。

1. 対象者 加茂商工会議所会員事業所の役員、従業員、家族従業員
2. 健診機関・日時

実施機関	健診日時（会場は、いずれも加茂市産業センターです）
(社)新潟県労働衛生医学協会 TEL025-370-1960	5月29日(月) 6月5日(月) 6月16日(金) (9:30~12:00、 、 とも13:00~15:00)
(社)新潟県健康管理協会 TEL025-283-3939	5月30日(火) 6月23日(金) (、 とも8:30~11:30、13:00~15:00)

詳しい内容、お問い合わせは、当商工会議所 TEL52-1740（担当/阿久津）まで。

司法書士による新会社法セミナー＆相談会のご案内

「5月1日新会社法スタート あなたの会社は大丈夫？」主催：新潟県青年司法書士協議会

5月1日に施行された新会社法ですが、中小企業に与える影響が多岐にわたるにもかかわらず、意外と理解が不十分なのが現状です。今回は新会社法に関して専門家である司法書士によるセミナーと相談会です。

日時/場所：5月24日(水) 13時30分～16時 於：県央地場産業センターメッセピア

受講料：無料（セミナー参加・相談会）

参加方法：セミナー...申込は不要（収容人数に限りがありますのでその旨ご了承ください）

相談会...事前に相談内容・住所・会社名・連絡先等を0256-34-1677までFAXください。

当日定款や登記簿の写しなどをご持参されるとより具体的な相談が可能です。

お申し込み・お問い合わせは、岩井司法書士事務所（TEL0258-62-4018 平日10:00～16:00）まで

みんなで考えよう！これからの加茂～商工会議所青年部公開セミナー開催！～ 「見つけよう！生き生き街づくりのヒント！」

現在の加茂市には次世代へ向けて希望ある地方都市を目指した変革が必要とされています。

今回のセミナーでは、早稲田商店会にて「エコステーション事業」や「震災疎開パッケージ」などの様々なユニークな企画で、街の活性化に取り組まれている同商店会藤村事業部長を講師に、「街づくり実践のヒント」と題してご講演いただきます。積極的な街づくり・情報発信に取り組んでいる早稲田商店会についてのお話は、これからの加茂を考える際の大きなヒントとなることでしょう。

この機会に是非奮ってご参加いただき、今後の加茂市の「街づくり」について考えてみませんか。

日時/場所：6月13日(火) 19:30～ 於：加茂商工会議所会議室 参加費：無料

お申込みは、当商工会議所TEL 52-1740（担当/山本）までお電話でお申込ください。

加茂警察署からのお知らせ～不法滞在・不法就労防止にご協力ください～

事業主の皆さんが、不法就労にあたる外国人を雇用した場合、「不法就労助長罪」の適用を受け処罰の対象になります。

- 不法就労活動とは、
- 不法入国して就労すること
 - 就労資格がないのに、就労すること
 - 在留期限が切れたにもかかわらず就労すること
- 外国人を雇用しようとする場合、次のことを必ず確認してください。
- 正規の旅券又は外国人登録証明書を所持しているか
 - 旅券に記載された滞在期間を超過していないか
 - 旅券に記載された在留資格は就労可能かどうか

連絡・相談は、加茂警察署（TEL52-0110）まで。